

特記仕様書

業務名：川西町県有地活用事業に係る地区外インフラ調査設計業務委託

業務場所：磯城郡川西町大字下永他

第1条 適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書による他、「土木設計業務等共通仕様書(令和2年10月奈良県県土マネジメント部)」(以下「共通仕様書等」という。)によるものとする。

また、技術基準及び参考図書を参照する場合は、最新版を使用することとし、使用にあたりあらかじめ業務計画書に名称・発行機関・発行年月等を記載し、調査(監督)職員の了承を得るとともに、成果品にも参照部分ごとに名称・発行機関・発行年月・掲載ページを注意書きすること。

第2条 業務目的

本業務は、奈良県が川西町下永地区に整備を検討する「スポーツ関連施設」及び「企業誘致区画」について、別途発注の「川西町県有地活用基本計画等策定業務」(令和7年度発注)における土地利用計画に基づき、上水道、下水道等のインフラ設備の調査・設計を行うものである。

第3条 業務概要

1 上水道設計

開削工法詳細設計 N = 1式

2 下水道設計

開削工法詳細設計 N = 1式

第4条 業務内容

1 上水道設計 (開削工法詳細設計)

業務内容は以下の通りである。なお、計画給水量の設定は別途発注の「川西町県有地活用基本計画等策定業務」にて設定されているものを適用すること。

(1) 現地調査

設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件(電柱、架空線等)の具体的調査、既存管等の調査及び資料収集を行う。渉外折衝の立会いを含む。

(2) 設計計画

設計条件・細部条件について技術的に検討し、適用基準との整合を図る。工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画を行う。工法比較を行うにあたり「川西町県有地活用基本計画等策定業務」で想定される計画最大流量、計画最小流量、その中間流量の3パターンで比較検討を行う。また、具体的な流量については発注者から改めて通知する。また、接続点について発注者と協議により決定すること。

(3) 各種計算

構造計算、仮設計算等を行う。

(4) 図面作成

設計計画、設計計算に基づき位置図、平面図、縦・横断面図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図等必要な図面を作成する。

(5) 数量計算

工事に必要な数量計算書を作成する。

(6) 審査

基本条件、比較検討の確認、設計計画の妥当性、各種計算書と図面の整合性、計算書の精査等を行う。

(7) 報告書作成

上記作業内容を報告書として取りまとめる。

2 下水道設計（開削工法詳細設計）

業務内容は以下の通りである。なお、計画汚水量及び接続点の設定は別途発注の「川西町県有地活用基本計画等策定業務」にて設定されたものを適用すること。また、前述業務で工法等が変更となった場合は、変更契約の対象とする。

(1) 調査

・資料収集

上位計画図書、既設管の竣工図書、土質調査、その他必要な資料の収集及び確認を行う。

・現地踏査

現場状況の調査並びに交通規制、支障物件等の調査を行う。

・現地作業

マンホール位置、ます調査、測距、高さの測定、横断の測定（約100mに1本）等を行う。

(2) 設計計画

管渠、マンホール、ます、仮設工法等の計画を行い、地下埋設物プロット、既存ます取付管のプロット、仮設・補助工法及び仮排水等の設計を行う。

(3) 各種計算

管渠、管基礎、仮設・補助工法等の計算を行う。

(4) 耐震設計（レベル1及びレベル2地震動に対する応答変位法による耐震計算）

・調査

耐震設計に必要な資料の収集、特性把握を行う。

・条件設定

地盤条件（基盤面、地震動レベル）、管渠条件の設定を行う。

・耐震計算

液状化の判定、マンホールと管渠の接合部及び管渠の継手部の計算（地震動による屈曲角、抜出し量及び地盤の影響ひずみによる抜出し量）、管渠本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化厚層と沈下量（沈下に伴う屈曲角、抜出し量等）及び地盤急変化部等の特殊条件における計算を行う。

・照査

上記、耐震計算に対する照査を行う。

(5) 設計図作成

系統図、平面図、縦・横断面図、構造図等の作成を行う。

(6) 数量計算

工事に必要数量計算書を作成する。

(7) 照査

基本条件、比較検討の確認、設計計画の妥当性、各種計算書と図面の整合性、計算書の照査等を行う。

(8) 報告書作成

上記作業内容を報告書として取りまとめる。

(9) 施工法等の比較検討

受注者は、ルート及び工法（仮設含む）について、構造特性、施工性、経済性、維持管理の容易性および環境との整合性などの総合的な観点から技術的特徴、課題を整理、評価し、設計する比較案3案を選定するものとする。特に、既設管接続箇所（不断水工法を想定）においては、立坑の工法や立坑築造に伴う補助工法、既設管の防護措置、交通規制等、施工方法や施工手順等の技術的検討を行った上で、比較案を作成すること。

「川西町県有地活用基本計画等策定業務」で想定される計画最大流量、計画最小流量、その間流量の3パターンで施工方法等に関する比較検討を行う。また、具体的な流量については発注者から改めて通知する。

第5条 設計条件等

上水道設計及び下水道設計における設計条件等は以下の通りである。

1 上水道設計

項目	設計条件
1. 管径	φ100mm以下 床付き深さ一定 (2.0m未満)
2. 管路延長	300m～500m未満
3. 設計条件	
地域環境	主として小市街地又は居住地区
道路幅員	標準
埋設物	あり
土質	部分的に検討を要する
4. 工事案件数	1工事
5. 仮設配管	なし

2 下水道設計

項目	設計条件
1. 管径及び工法	開削工法 φ1200mm未満
2. 管路延長	300～500m未満
3. 設計条件補正	なし
4. 地盤条件補正	なし

5. 計画工区数	1 工区
----------	------

第6条 業務計画書

受注者は、「共通仕様書等」に基づき契約締結後、速やかに提出すること。

第7条 土地への立ち入り等

- (1) 現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。
- (2) 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- (3) 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき発注者が交付するものとする。
- (4) 身分証明書の発行対象者は、現場での作業を実施する者の全員とし、契約後、速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- (5) 受注者は業務を完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要になったときは、遅滞なく発注者に返却しなければならない。
- (6) 強制立ち入り等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- (7) 業務実施に伴う植物の伐採、垣、柵等の除去又は、土地もしくは工作物の一時使用により生じる損失は受注者の負担とする。
- (8) 伐採作業を行う際は、事前に必要な個所を整理し、調査職員の承諾を得てから実施すること。

第8条 打合せ等

- 1 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ5回、成果品納入時の計7回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、必要に応じて打合せ回数を変更できるものとする。なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには、原則として管理技術者が立ち会うものとする。
- 2 調査を実施するために必要となる関係機関協議を行うものとする。

第9条 成果品の提出（電子納品）について

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び、奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」（以下、これらを総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。電子納品に関しては、奈良県技術管理課ホームページを参照とする。
<http://www.pref.nara.jp/3636.htm>
- 2 成果品は、要領に基づき作成する。なお、要領に記載がない項目については、調査（監督）職員と協議の上、決定するものとする。
- 3 成果品は、データを格納した電子媒体(CD-R)を2部（正1・副1）・製本版1部(報告書(簡易製本)、図面(A3縮小版も含む))を提出する。なお、電子成果品によらないもの、および、検査時に必要な書類等、調査（監督）職員の指示したものは、従来どおり、紙で納品する。

第10条 地下埋設物等の確認

受注者は埋設管の破損を回避するため、現地で関西電力、N T T、大阪ガス、水道等の埋設物について位置、規模、構造等の照会を行い、平面図等に示すと共に、「占用物等報告書」(別紙)を作成して、調査(監督)職員の確認を受けた後に各種調査を開始するものとする。

第11条 関連業務

本業務は、別途発注している「川西町県有地活用基本計画等策定業務」及び「川西町県有地活用事業に係る地質調査業務委託」の受注者と密に連携を取りながら業務を進めるものとする。

第12条 技術者の資格要件

本業務の配置技術者は、以下のとおりとする。

(1) 管理技術者

以下のいずれかの資格を有すること。

① 技術士（総合技術監理部門（上下水道－上水道及び工業水道）

または、技術士（総合技術監理部門（上下水道－下水道）

または、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）

② 技術士（上下水道部門（上水道）

または技術士（上下水道部門（下水道）

または、技術士（建設部門（都市及び地方計画））

③ R C C M（上水道及び工業用水道）

または、R C C M（下水道）

または、R C C M（都市計画及び地方計画）

④ 上記①または②と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第3条第1号ロにより認定された技術者

(2) 照査技術者

(1) 管理技術者に求める資格要件と同じ。

第13条 その他

1 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正すること。

2 関係機関に協議用として作成する書類は調査（監督）職員の指示により行うものとする。

占用物等報告書

占用物種別	設置位置	確認事項
例) 県営水道管理設	No.2 橫断管 鋼管 ϕ mm	調査日 令和 年 月 日 奈良県広域水道企業団 TEL 氏名
例) ○○市下水	No.10+10 (右) ~No.20+0 (右) 横断管 ヒューム管 ϕ mm	調査日 令和 年 月 日 ○○市下水道課 TEL 氏名
例) 信号柱	No.11+10 (右) 鋼管ポール ϕ mm	調査日 令和 年 月 日 △△警察署 TEL 氏名
例) 電柱	No.25+10 (右) コンクリート柱 ϕ mm H mm	調査日 令和 年 月 日 関西電力××営業所 TEL 氏名

※確認事項は占有者に聞き取り調査した場合、占有者の相手氏名も記入する。

調査した結果、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

受注者名

及び調査員名

印

確認監督員

印